

# 建設産業における生産性向上や 人材確保を支援します！

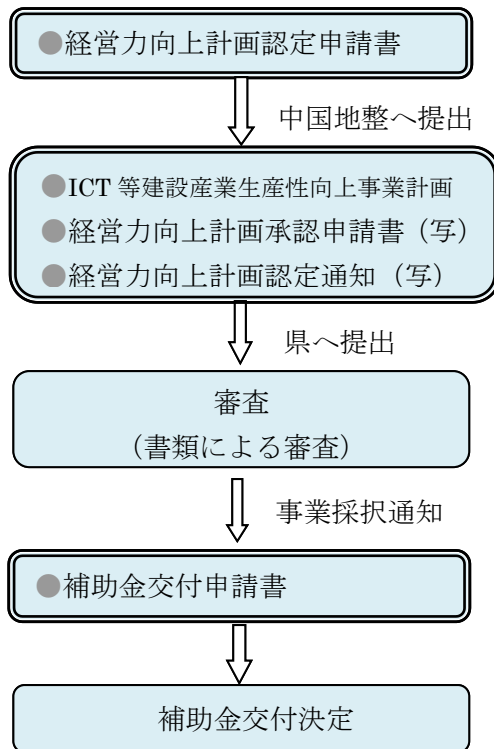
## しまねの建設担い手確保育成補助金



建設産業における人手不足に対応するための事業者向けの支援メニューを紹介します。

	ICT 等建設産業生産性向上事業 建設現場における生産性向上を通じて、処遇及び労働環境の改善を図る建設業者を支援します	建設人材確保対策事業 人手不足への対応のため、高齢者・障がい者・外国人を雇用する建設業者を支援します
対象者	島根県内に主たる営業所を有する 建設業者・測量業者・建設コンサルタント業者	
対象事業	中小企業等経営強化法第17条第1項に規定する経営力向上計画の認定を受けて実施する、建設現場における生産性の向上に資する機器等（例：ICT建設機械、3D測量機器、ドローン、各種ソフトウェア）の導入	高齢者・障がい者・外国人（在留資格が技術・人文知識・国際業務、特定活動及び特定技能である者）の雇用により人材を確保するために、調査、研修会等の実施、研修会への派遣等の取組 ただし、採用面接、就職媒体への掲載、募集・採用に係る広報物作成、就職説明会等の通常の採用活動に係る経費は対象外
対象経費	機械設備・ソフトウェア等の導入費（リースの場合は、解約不可かつリース料総額の現在価値がリース物件購入金額の90%以上であるものに限る） ただし、消費税及び地方消費税は対象外	専門家謝金、旅費、会議費、研修会等参加費、バス等借上料、施設借上料、調査・研究等委託費、印刷製本費、広報費、通信運搬費、消耗品費、建設特定技能受入計画作成費、在留資格申請費、人材紹介費、通訳費等 ただし、消費税及び地方消費税は対象外
補助率	1 / 3	1 / 2
補助上限	ICT建設機械…500万円 機器等…100万円	20万円
期間	事業開始日の属する年度の3月末まで	

### ICT 等建設産業生産性向上事業の流れ



- ※1 補助金の交付決定日以降に発注・契約し、3月末までに納品・支払を完了した経費が補助対象です。
- ※2 公募期間は令和4年12月28日(水)までですが、予算がなくなり次第終了します。
- ※3 令和3年度までに採択された事業者も申請できます。
- 建設人材確保対策事業は随時募集しています。

### <問合せ先> 島根県土木部土木総務課（建設産業対策室）

電話：0852-22-6429（ICT）、0852-22-6327（人材確保）

メール：k-ninaite@pref.shimane.lg.jp

申請様式・よくある質問等は建設産業対策室ホームページにあります → [しまね建設担い手](#) [検索](#)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kensetsu/taisaku/miryoku/ninaite-hojokin.html>